

県南広域振興局長告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定を受けた施術者の開設する  
施術所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 勝 部 修

施術者の氏名	施術者の開設する施術所			変更年月日
	名 称	所在地		
		変更前	変更後	
齊藤 良介	あしすと	盛岡市大通三丁目 10 番 27 号 川村ビル 1 F	北上市九年橋三丁目 7 番 1 号	平成 20 年 1 月 23 日